

「夢の扉」 会員規約

1) 目的

社団法人日本筋ジストロフィー協会（以下「協会」という）の会員の親睦と情報交換のための Web サービスを提供することを目的として、名称を「夢の扉」とする。

2) 夢の扉の運営

(ア)前項の目的のために夢の扉運営委員会を置き、以下のサービスを行う。

- ① ホームページによる情報提供
- ② 医療相談等を中心とした「会議室」の提供
- ③ 「夢の扉メーリングリスト」の提供

(イ)夢の扉運営委員会の構成は夢の扉担当者1名のほか若干の夢の扉管理員委員を置く。

(ウ)夢の扉管理委員は協会運営委員会が委嘱する。

3) 夢の扉の会員の申し込み

(ア)夢の扉の会員になるための必要事項

- ① 協会の会員であること。
- ② 申し込みは支部長から会員の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレスを協会事務局へ郵送、FAXまたはメールで送る。
- ③ 会員以外で夢の扉に入会希望者は、支部長の推薦により、協会運営委員会で審議して決める。

4) 登録内容の変更

(ア)登録内容に変更が生じたときには、その内容を遅滞なく協会事務局へ届ける。変更届けが無くメール配信でエラーが生じた場合、登録を中断することある。

5) 退会

(ア)会員が夢の扉を退会したいときは、その旨を協会事務局へ郵送、FAX又はメールで通知する

(イ)担当者は会員本人からの申し出であることを確認し、登録を削除する

(ウ)協会の会員でなくなった時は支部長の申し出により登録を抹消することができる。

6) 会員資格の中断、取消

(ア)第8項に示す禁止事項を行い、担当者からの注意や指示に従わなかったときは、夢の扉運営委員会で協議する。その結果、運営委員会が不適切と判断した場合は、登録を一時中断し、または取り消す場合がある。

(イ)前項で緊急の場合は、担当者の判断で登録を一時中断する場合がある。

(ウ)登録の一時中断し、または取り消を行った場合は協会運営委員会に報告

する。

7) ID,パスワードの管理

(ア)夢の扉への登録依頼が支部長、または賛助会員からあった場合は、担当者は登録に必要な情報を確認し登録を行う。

(イ)担当者は、登録が終わったら、ID,パスワードを当事者にメールで知らせ、夢の扉の使い方説明資料を送る。

8) 禁止事項

(ア)夢の扉の中での発言は個人的な誹謗中傷を禁止する。

(イ)反社会的な発言を禁止する。

(ウ)一般的なエチケットに反する発言を禁止する。

9) 著作権

(ア)夢の扉の中で書き込まれた内容の著作権は基本的に本人及び、夢の扉が所有する。

(イ)書き込まれた内容は本人の了解を得て、他の媒体に利用できるものとする。

10) 夢の扉運用の中止・中断及び停止

(ア)保守点検のために一定期間運用を中止、または中断することがある。

(イ)サーバーがウイルス等に感染した場合は直ちに運用を中断する

(ウ)協会理事会で運用停止を決定した場合、停止する

付則 本規約は2011年1月31日より実施するものとする。

本改正規約は2012年6月16日より実施するものとする。